

「防災情報ステーション等整備事業」の概要

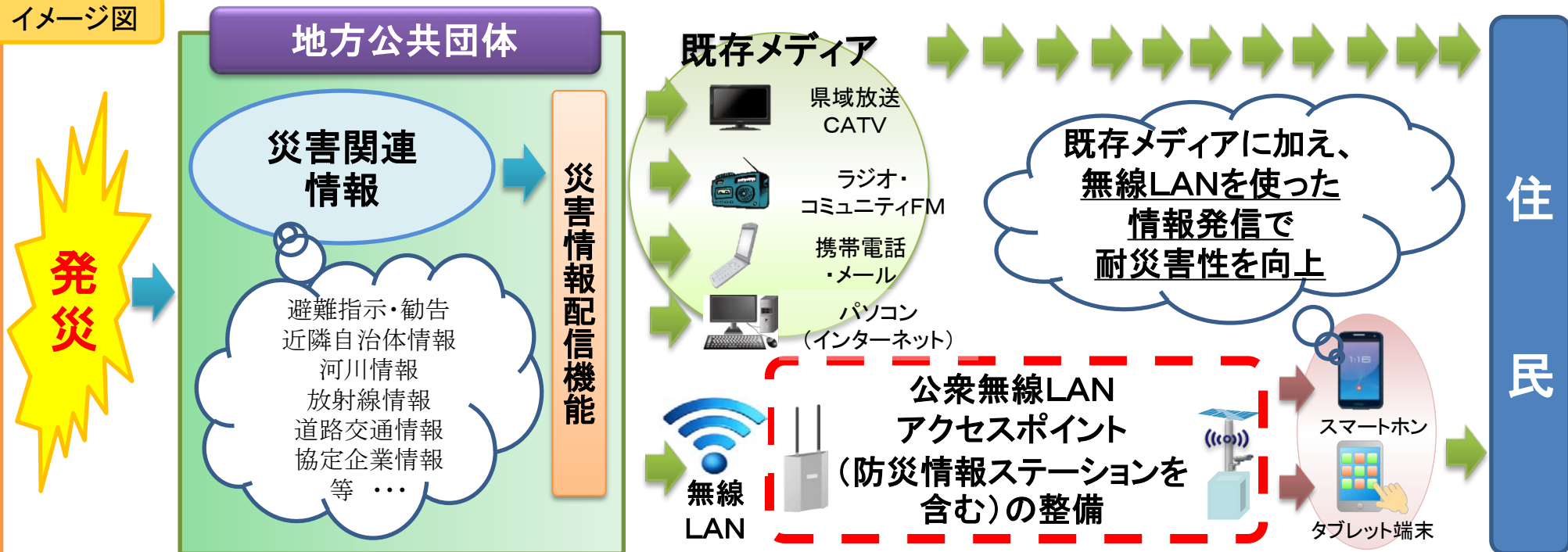
避難所等に、耐災害性の高い公衆無線LAN環境（防災情報ステーションを含む）の整備等を行う地方公共団体等に対し、その事業費の一部を補助。

○補助対象先：緊急避難場所、避難所、役場本庁舎等

○補助対象：地方公共団体（補助率1／2）及び第三セクター（補助率1／3）

○公共・非公共の別：公共事業

イメージ図



○防災情報ステーションは、地域のニーズに応じ、必要最小限の機能を実装できるようにすることを想定。

○整備した公衆無線LAN等は、災害時のみでなく、住民や観光客等による平時の利活用も推進。

○公衆無線LANと同時に整備する場合に限り、災害情報配信機能の整備費についても補助対象となり得る。